

個人の方が 上場株式等を保有・売却した場合の

# 金融・証券税制について

配当所得

譲渡損益

特定口座

総合課税  
申告分離課税

損益通算  
繰越控除

申告不要  
を選択可

上場株式等の配当等

一般の口座での取引

特定口座での取引

1回に支払を受ける  
配当等の額ごとに選択

選択

ご自分で年間の  
配当所得を計算

ご自分で年間の  
譲渡損益を計算

金融商品取引業者等が  
年間の譲渡損益を計算

簡易申告口座

源泉徴収口座

選択

選択

申告不要

源泉徴収  
のみで終了

確定申告  
(総合課税)

配当所得を含む  
総所得金額  
× 累進税率  
〔所得税5~40%〕  
〔住民税 10%〕  
※ 配当控除あり

確定申告  
(申告分離課税)

配当所得 × 10%  
(所得税7%、住民税3%)  
※ 配当控除なし

譲渡益 × 10%  
(所得税7%、住民税3%)

譲渡損 ⇒ 配当所得と損益通算  
⇒ 繰越控除 (3年間)

申告不要

源泉徴収  
のみで終了

※ 平成22年1月1日以後は源泉徴収口座への配当等の受入れが可能になります。

平成21年5月

税 国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

さらに便利で使いやすい!  
ネットでも何でも申告・納税。  
e-Tax  
国税電子申告・納税システム

e-Taxに関する情報は  
www.e-tax.nta.go.jp  
をご覧ください。

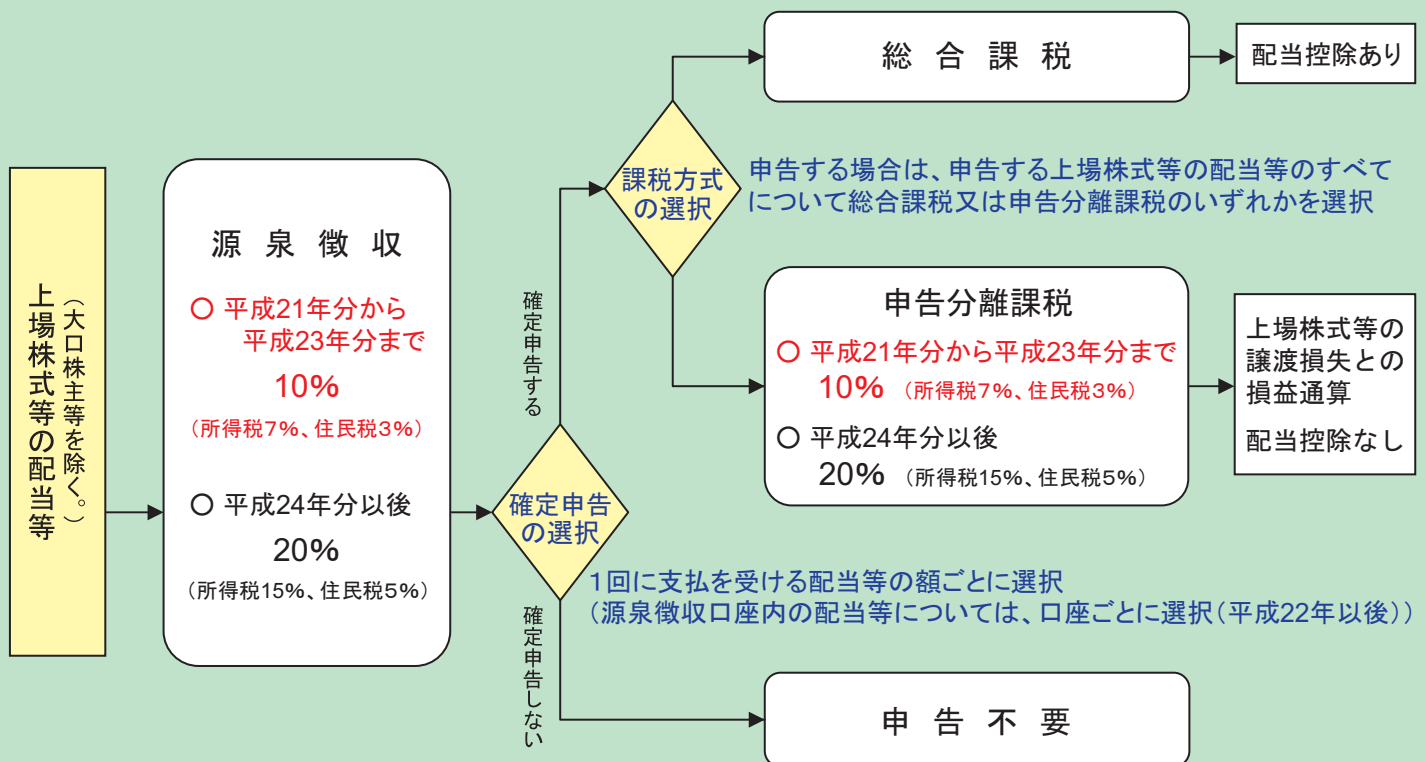
# 制度の概要

## 1 上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等(大口株主等<sup>(※)</sup>が支払を受けるものを除きます。以下同じです。)については、その支払の際に10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収がされます。なお、平成24年1月1日以後に支払を受けるべきものについては、20%(所得税15%、住民税5%)の税率になります。

平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得については、総合課税のほかに、申告分離課税を選択することができます。なお、申告する場合には、申告する上場株式等の配当等のすべてについて総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。

また、1回に支払を受ける配当等の額ごとに申告しないこと(申告不要)を選択することもできます(源泉徴収口座内の配当等については、口座ごとに選択(平成22年以後))。



※ 「大口株主等」とは、その株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の5%以上である株主等をいいます。

## 2 上場株式等の配当等を受けた場合の確定申告に係る税率

区 分		平成21年分～平成23年分	平成24年分～
上場株式等	大口株主等以外	(1)と(2)のいずれかを選択 (1) 総合課税 (配当控除あり) 累進税率 (所得税5～40%、住民税10%) (2) 申告分離課税 (配当控除なし) 10% (所得税7%、住民税3%)	(1)と(2)のいずれかを選択 (1) 総合課税 (配当控除あり) 累進税率 (所得税5～40%、住民税10%) (2) 申告分離課税 (配当控除なし) 20% (所得税15%、住民税5%)
	大口株主等	総合課税のみ (配当控除あり)	
未公開株式など		累進税率 (所得税5～40%、住民税10%)	



## 6 特定口座制度

### (1) 特定口座

特定口座には、次のとおり、**簡易申告口座**と**源泉徴収口座**の2種類があり、金融商品取引業者等に**特定口座**を開設した場合、その**特定口座内**における**上場株式等の売却**による所得の金額については、**他の株式等の売却による所得と区分**して計算することができます。なお、この計算は金融商品取引業者等が行います。

#### イ 簡易申告口座

**簡易申告口座**とは、金融商品取引業者等から送られてくる**特定口座年間取引報告書**により、**簡便に申告**を行うことができる口座のことをいいます。

#### ロ 源泉徴収口座

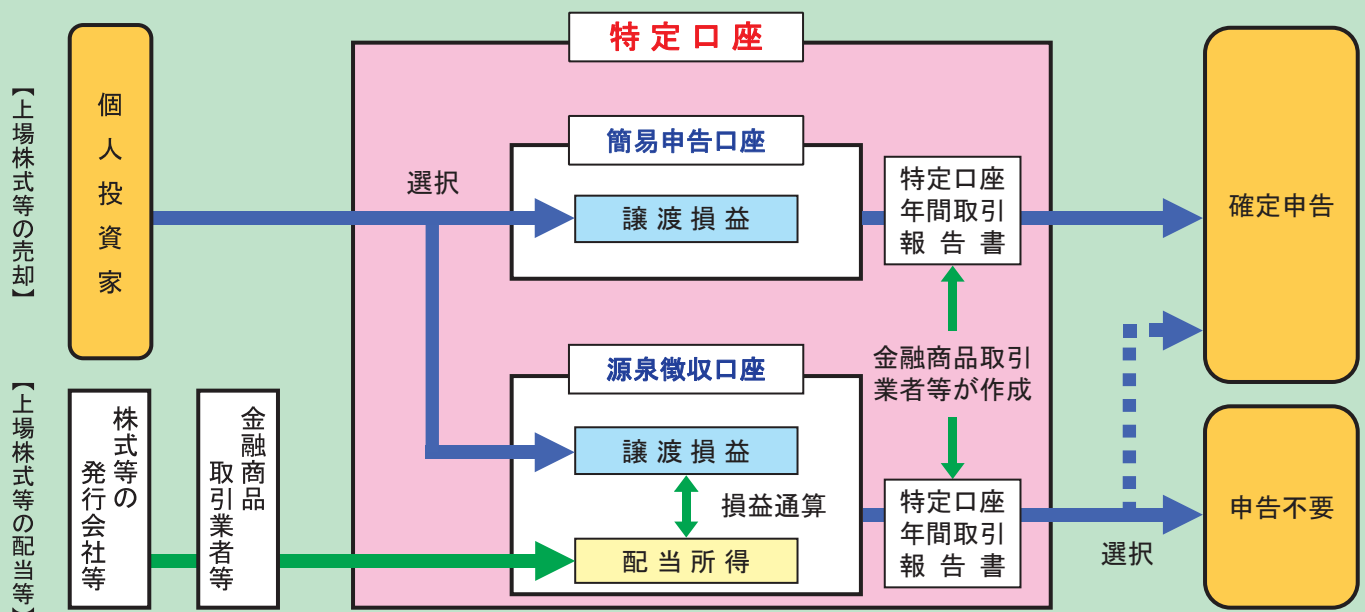
**源泉徴収口座**とは、**特定口座内で生じる所得**に対して**源泉徴収**することを**選択**することにより、その特定口座における**上場株式等の売却による所得を申告不要**とすることができる口座のことをいいます。

区 分	平成21年分～平成23年分	平成24年分～
源泉徴収口座における源泉徴収税率	10% (所得税7%、住民税3%)	20% (所得税15%、住民税5%)

### (2) 源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れ (平成22年分から適用)

平成22年1月1日以後に金融商品取引業者等を通じて支払を受ける**上場株式等の配当等**については、その金融商品取引業者等に開設している**源泉徴収口座**に受け入れることができます。

上場株式等の配当等を受け入れた源泉徴収口座内に上場株式等を売却したことにより生じた譲渡損失の金額があるときは、**上場株式等の配当等の額の総額**からその**上場株式等を売却したことにより生じた譲渡損失の金額を控除**(損益通算)した金額をもとに源泉徴収税額が計算されます。



### ◆ 源泉徴収口座における留意点 ◆

- 譲渡所得等又は配当所得の**申告不要**の特例は、**源泉徴収口座ごとに適用**されます(1回の売却ごと、1回に支払を受ける配当等ごとの適用はできません。)
- 申告不要の特例を適用せずに源泉徴収口座内の所得について確定申告した後(あるいは申告不要の特例を適用して源泉徴収口座内の所得以外の所得について確定申告した後)に、その適用関係を変更することはできません。
- 源泉徴収口座での譲渡損益又は配当所得を、その源泉徴収口座以外での株式等の譲渡損益又は配当所得と相殺しようとするときは、確定申告(申告分離課税)をする必要があります。この場合に、源泉徴収口座の譲渡損失を確定申告する場合には、その源泉徴収口座の上場株式等の配当等もあわせて申告する必要があります。
- 源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等について確定申告する場合の課税関係については、前記「制度の概要」の「1 上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係」をご覧ください。

国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】では、確定申告に関する情報などを提供しています。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署におたずねください。